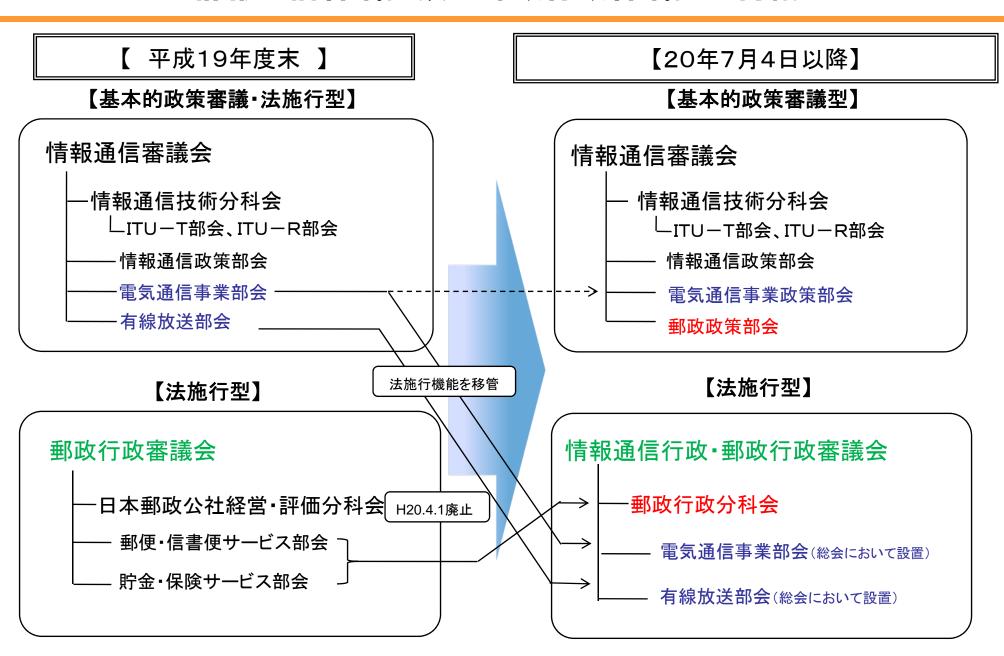
平成20年9月 情報通信行政·郵政行政審議会 事務局

# 情報通信審議会及び郵政行政審議会の再編について



# [参考]総務省組織令の一部改正(平成20年7月4日改正)

# 〇 「郵政行政審議会」の名称変更及び所掌事務の変更等

【現行】

### (設置)

第百二十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、 次の審議会等を置く。

(中略)

情報通信審議会

郵政行政審議会

「郵政行政 審議会」の 名称変更 【改正(案)】

### (設置)

第百二十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、 次の審議会等を置く。

(中略)

情報通信審議会

情報通信行政・郵政行政審議会

### (情報通信審議会)

第百二十四条 情報通信審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ー 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
  - イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要 事項
  - ロ 郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・ 地域貢献基金及び郵便認証司に関する重要事項
- 二 前号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見を述べること。
- 三 第一号口に掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。

四 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)、特定通信·放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)、身体障害者の利便の増進に資する通信·放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)及び電気通信事業法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

### (情報通信審議会)

第百二十四条 情報通信審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
  - イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項
  - ロ 郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域 貢献基金及び郵便認証司に関する重要事項
- 二 前号イに掲げる重要事項に関し、総務大臣に意見を述べること。
- 三 第一号口に掲げる重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。

### (情報通信行政・郵政行政審議会)

第百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、<u>有線テレビジョン放送法</u> (昭和四十七年法律第百十四号)、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体 障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

四号に規定 する法施行 事務を移管

## 1 改正理由

情報通信審議会の所掌のうち法施行に関する事務が情報通信行政・郵政行政審議会に移管されたこと等に伴い、 郵政行政審議会議事規則の一部改正が必要。

審議会名等

を改正

## 2 改正の概要

- ・審議会の名称変更に関する整備
- ·会議の公開に関する規定の整備及び公開細則の廃止
- ・審議会の分科会、部会に関する規定の整備

## 3 主な改正

(1) 題名

【現行】

郵政行政審議会議事規則

(2) 本 則

【現行】

(趣旨)

第一条 <u>郵政行政審議会</u>(以下「審議会」という。)の議事の手続その他 審議会の運営については、<u>郵政行政審議会令</u>(平成十五年政令第八 十一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 【改正(案)】

情報通信行政 • 郵政行政審議会議事規則

【改正(案)】

(趣旨)

第一条 <u>情報通信行政・郵政行政審議会</u>(以下「審議会」という。)の議事 の手続その他審議会の運営については、<u>情報通信行政・郵政行政審議</u> 会令(平成十五年政令第八十一号)に定めるもののほか、この規則の 定めるところによる。

【現行】

(公開に関する取扱い)

第九条 総会は、原則として、非公開とする。

- 2 総会における議事録及び配付資料は、原則と して、公開とする。
- 3 <u>前二項に係る基準及び手続は、会長が審議会</u> に諮って定める。

原則公開とし、 関連規定を 整備

会議を

第十条 削除

郵政行政分科会 に関する規定を 整備 【改正(案)】

(公開に関する取扱い)

- 第九条 総会は、原則として、公開する。ただし、総会を公開することにより当事者又は第三者 の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必 要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。
- 2 総会に配付された資料及び議事録(以下「議事録等」という。)は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 <u>第一項ただし書の規定により総会を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。</u>
- 4 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認 を得て公開する。

<u>(分科会)</u>

- 第十条 情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項の規定により郵政行政分科会(以下「分科会」という。)において処理することとされた事項であって次に掲げるもの以外のものに係る分科会の議決は、その議決をもって審議会の議決とする。次に掲げる事項に係る議決であって、緊急の必要その他やむを得ない事情があるもの又はその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものについても同様とする。
- 一 <u>郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項</u> 第二号若しくは第三号の総務省令の制定又は改廃
- 二 <u>民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第九条第二号</u> 又は第十六条第二項第二号の総務省令の制定又は改廃
- 2 <u>分科会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八条及び前条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替</u>える。
- 3 分科会の議事については、総会に報告しなければならない。
- 4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

【現行】

### (部会)

第十一条<u>審議会に郵便・信書便サービス部会(以下「部会」という。)を置</u> く。

- 2 部会は、次の事項を調査審議する。 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第七十三条、お年玉付郵便 葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第十一条及 び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十 九号。第三項において「信書便法」という。)第三十七条の規定により審議 会の権限に属させられた事項
- 3 前項の規定により部会において調査審議することとされた事項であって 次に掲げるもの以外のものに係る部会の議決は、その議決をもって審議 会の議決とする。次に掲げる事項に係る議決であって、緊急の必要その 他やむを得ない事情があるもの又はその事項の内容が軽微であるものと して会長が認めるものについても同様とする。
- 一 <u>郵便法第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号若しく</u> は第三号の総務省令の制定又は改廃
- 二 <u>信書便法第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令の</u> 制定又は改廃

### 附則

(貯金・保険サービス部会)

第三条 審議会に、当分の間、貯金・保険サービス部会を置く。

- 2 貯金・保険サービス部会は、次の事項を調査審議する。
- (以下民営化法整備法により当審議会の所掌とされている事項の列挙)

【改正(案)】

### (部会)

第十一条 審議会に、次の部会を置く。

- 一 電気通信事業部会
- 二 有線放送部会

### (部会の所掌事務)

第十二条 前条第一項の部会の所掌等は、別記一及び別記二のとおりとする。

情報通信の 部会の設置 及び 郵政の部会 が分科会に 統合された ことによる 規定の整備

### 附則

(郵政行政分科会の調査審議に関する特例)

第二条 分科会は、情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項に規 定するもののほか、次の事項を調査審議する。この場合において、分科 会の議決は、その議決をもって審議会の議決とする。

(同左)

### (3)別 記

# 別 記一 電気通信事業部会

・情報通信審議会より移管された所掌事務のうち、 電気通信事業等に関するものを審議するため、 電気通信事業部会を設置し、規定を整備するもの。

### (所掌)

審議会の所掌する事項のうち、電気通信事業及び有線放送電話業務の規律に関する調査審議

### (専決事項)

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 1 電気通信事業法第百六十九条に規定する諮問事項
- 2 同条ただし書きの「軽微な事項」の認定

# 別 記二 有線放送部会

・情報通信審議会より移管された所掌事務のうち、 有線放送に関するものを審議するため、 有線放送部会を設置し、規定を整備するもの。

### (所 掌)

審議会の所掌する事項のうち、有線放送の規律に関する調査審議

### (専決事項)

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 1 有線テレビジョン放送法第二十六条の二に規定する諮問事項
- 2 同条ただし書の「軽微な事項」の認定

情報通信行政·郵政行政審議会決定第 号平 成 二 十 年 九 月 二 十 九 日

会決定第一号)の一部を次のように改正する。郵政行政審議会議事規則(平成十五年四月二十三日郵政行政審議

2

題名を次のように改める。

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則

審議会令」に改める。(」に改め、「郵政行政審議会令」を「情報通信行政・郵政行政会(」に改め、「郵政行政審議会(」を「情報通信行政・郵政行政審議

第六条に次の一項を加える。

委員等による確認の後、会長の承認を得るものとする。2 総会の議事録は、審議会の事務局において原案を作成し、出席

第九条及び第十条を次のように改める。

# (公開に関する取扱い)

要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必ることにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害第九条 総会は、原則として、公開する。ただし、総会を公開す

- 非公開とすることができる。

  非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。総会に配付された資料及び議事録(以下「議事録等」という。)
- 理由を公表する。
  項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その3 第一項ただし書の規定により総会を非公開とする場合又は前
- を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。4 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要

# (分科会)

い事情があるもの又はその事項の内容が軽微であるものとして掲げる事項に係る議決であって、緊急の必要その他やむを得なることとされた事項であって次に掲げるもの以外のものに係るより郵政行政分科会(以下「分科会」という。)において処理す第十条 情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項の規定に

会長が認めるものについても同様とする。

- の制定又は改廃第三号又は第七十条第三項第二号若しくは第三号の総務省令一郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十七条第二項
- 令の制定又は改廃 第九十九号)第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省二 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律
- える。
  える。
  と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替るのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替条及び前条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあ2 分科会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八
- に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営3 分科会の議事については、総会に報告しなければならない。

第十一条第一項を次のように改める。

(部会)

第十一条 審議会に、次の部会を置く。

- 電気通信事業部会
- 一 有線放送部会

を第三項とし、第六項を第四項とする。第十一条第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項

第十一条の次に次の一条を加える。

(部会の所掌事務)

おりとする。第十二条が前条第一項の部会の所掌等は、別記一及び別記二のと

条第三項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第二条とする。会の議決は、その議決をもって審議会の議決とする。」に改め、同会は、情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項に規定する金・保険サービス部会は、次の事項を調査審議する。」を、「分科審議に関する特例)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「貯審議に関する特別)、第三条の見出しを「(郵政行政分科会の調査

附則第一項中ただし書を削る。

附則第二項を削り、第一項の項番号を削る。

附則の次に次の別記を加える。

別記

電気通信事業部会の所掌等は、次のとおりとする。

一委員等

会長の指名する委員及び専門委員

# 所

審議会の所掌する事項のうち、 電気通信事業及び有線放送電話

# 業務の規律に関する調査審議

# 専決事項

次の事項については、 当部会の決議をもって審議会の決議とす

電気通信事業法第百六十九条に規定する諮問

事 項

# 2 同条ただし書の 「軽微な事項」 の認定

# 兀 委員会

- 1 主査を長とする委員会を置くことができる。 部会長は、 部会の審議すべき事項を分割して調査するため、
- 2 項は、 委員会の構成、 部会長が定める。 議事の手続、 その他その運営に関し必要な事

# 附

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

1 二十五号。 社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百 における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法 有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会 による改正前の電気通信事業法第九十四条及び電気通信 (平成十年法律第五十八号。以下「平成十年改正法」という。) 気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を 以下「平成十五年改正法」という。)第二条の規定 分野

> る同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四 条に規定する諮問 附則第六条第五 項の規定によりなお効力を有するものとされ 事項

- 2 四条ただし書の れる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十 法附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとさ 正前の電気通信事業法第九十四条ただし書及び平成十年改正 有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改 電気通信事業法附則第五条第 「軽微な事項」の認定 一項の規定によりなお効力を
- 3 業法第九十五条第二項の するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通 平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお効力を有 「聴聞の主宰者」 の推薦 信事

# 別記二

有線放送部会の所掌等は、 次のとおりとする。

# 委員等

会長の指名する委員及び専門委員

所

審議会の所掌する事項のうち、有線放送の 規律に関する調査審

# 専決事 次の事項につい 項

る。 ては、当部会の決議をもって審議会の決議とす

1 有線テレビジョン放送法第二十六条の二に規定する諮問

項

2 同条ただし書の「軽微な事項」の認定

四 委員会

主査を長とする委員会を置くことができる。
1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、

附 則

この決定は、平成二十年九月二十九日から施行する。

# 郵政行政審議会議事規則の公開に関する細則の廃止(案)

情報通信行政·郵政行政審議会決定第 号平 成 二 十 年 九 月 二 十 九 日

十三日郵政行政審議会決定第二号)は廃止する。郵政行政審議会議事規則の公開に関する細則(平成十五年四月二

(傍線
$\mathcal{O}$
部分
は
改
LIX
正
部
分
2

改正案	現行
のほか、この規則の定めるところによる。野政行政審議会令(平成十五年政令第八十一号)に定めるものの議事の手続その他審議会の運営については、情報通信行政・第一条「情報通信行政・郵政行政審議会(以下「審議会」という。)(趣旨)	ころによる。年政令第八十一号)に定めるもののほか、この規則の定めると年政令第八十一号)に定めるもののほか、この規則の定めるとその他審議会の運営については、郵政行政審議会(平成十五第一条 郵政行政審議会 (以下「審議会」という。)の議事の手続(趣旨)
載する。 第六条 審議会は、総会について議事録を作成し、次の事項を記(議事録)	第六条(同上)(議事録)
席委員等による確認の後、会長の承認を得るものとする。 2 総会の議事録は、審議会の事務局において原案を作成し、出一〜九 (略)	
第九条 総会は、原則として、公開する。ただし、総会を公開す(公開に関する取扱い)	第九条 総会は、原則として、非公開とする。 (公開に関する取扱い)
合にあっては非公開とすることができる。により当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害すにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害す	

改正案	現行
開とすることができる。 2 総会に配付された資料及び議事録(以下「議事録等」という。) 2 により当事者又は第三者の権が利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が利益を強力を必要と認めた場合、その全部又は第三者の権にだし、議事録等を公開する。 2 により、	<ul><li>2 総会における議事録及び配布資料は、原則として、公開とする。</li></ul>
り議事録等を非公開とする場合は、その理定により総会を非公開とする場合又は前	3 前二項に係る基準及び手続は、会長が審議会に諮って定める。
(分科会)	
たこ場がる いて処理する 一項の規定に	第十条削除
るものについても同様とする。あるもの又はその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めあるもの又はその事項の内容が軽微であるものとして会長が認め事項に係る議決であって、緊急の必要その他やむを得ない事情が会の議決は、その議決をもって審議会の議決とする。次に掲げる	
制定又は改廃制定又は第七十条第三項第二号若しくは第三号の総務省令の第三号又は第七十条第三項第二号若しくは第三号の総務省令の一、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十七条第二項	

二有線放送部会	一 電気通信事業部会 第十一条 審議会に、次の部会を置く。 (部会)	に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。	八条及び前条の規定を準用する。この場合において、「総会」とある。 分科会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第の制定又は改廃 第九十九号) 第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令 民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律	改正案
2 部会は、次の事項を調査審議する。 第三十七条の規定により審議会の権限に属させられた事項 第一条及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成第十一条及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成第二十二年法律第三百二十四号)	いう。)を置く。 第十一条 審議会に郵便・信書便サービス部会(以下「部会」と(部会)			現行

(部会の議事の手続については、 条及び第九条の規定を準用する。こ るのは「部会」と、「会長」とある。 関し必要な事項は、部会長が部会 (部会の所掌事務) りとする。	改
(条の規定を準用する。この場合において、 議事については、総会に報告しなければ、 説会」と、「会長」とあるのは「部会長」と 、部会長が部会に諮って定める。 な事項は、部会長が部会に諮って定める。 な事項は、部会長が部会に諮って定める。 が、議事の手続その他 が、第二条から第六 が、第二条から第六	正
2 部会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八名のは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。るのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。 関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。 [部会の所掌事務] 「お会の所掌事務」 「のとする。	案
6 5 4 3	
前項の規定により部会において調査審議すの議決をもって次に掲げるもの以外のものに係るの議決をもって次に掲げるもの以外のものに係るの議決をもって次に掲げるもの以外のものに係るはその事項の内容が軽微であるものとして会はその事項の内容が軽微であるものとして会って、緊急の必要その他やむを得ないは、一郵便法第六十七条第二号又は第十六条第二号の制定又は改廃者しくは第三号の総務省令の制定又は改廃者しくは第三号の総務省令の制定又は改廃者の制定又は改廃るのは「部会の議事については、総会に報告しなける。この規則に定めるもののほか、議事の手続いる。	現
前項の規定により部会において調査審議することとされた事項であって次に掲げるもの以外のものに係る部会の議決は、その事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものにその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものにはその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものにはその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものにはその事項の内容が軽微であるものとして会長が認めるものには、第二号の総務省令の制定又は第二号の総務省令の制定又は改廃 一 郵便法第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令の制定又は改廃 一 部会の議事については、総会に報告しなければならない。 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営をの機算に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営を	行

17 <i>L</i> L	
附	
則	
	改
	9,
	正
	案
4 3 2 第 に 替 あ 条 と も や 理 政 二 ( 関 こ 分 え る 及 分 す の む す 公 条 月 附	
(日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本郵政 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本	
附 則 日本郵政公社経営・評価分科会会の として会長が認めるものは、 のとして会長が認めるものは、 のは、 のとして会長が認めるものは、 のとして会長が認めるものは、 のとして会長が思いるものは、 のとして会長が思いるものは、 のとして会長が思いるものは、 のとしては、総合いない。 のは、 のとしては、総合いない。 のは、 のとしては、 のは、 のとしては、 のは、 のとしては、総合いない。 のは、 のとしては、総合いない。 のは、	
事定事科の事長事さ評政社	
社経営・評価分科会 事情があるものは 事情があるものは 事については、総事にもののほか、	
もいとを続める事科会	北日
科のは、利用ついももにの附価	現
会は、 質すい のの係以則分	
が、議会とは、それは、それは、一番の一般には、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	
対事報 あの第 で科類調	行
会り生の場合、海の会合を	
され はにか を 項 て と 項 叢	
附 則  (日本郵政公社経営・評価分科会の調査審議に関する特例) (日本郵政公社経営・評価分科会(以下「分科会」という。)におい政公社経営・評価分科会(以下「分科会」という。)におい理することとされた事項に係る議決であって、緊急の必要そやむを得ない事情があるもの又はその事項の内容が軽微でものとして会長が認めるものは、その議決をもって審議会のとする。  分科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の議事については、総会に報告しなければならない方科会の表別に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。	
る。科は、長って、 農野学により特	
(日本郵政公社経営・評価分科会の調査審議に関する特例) (日本郵政公社経営・評価分科会(以下「分科会」という。)において処政公社経営・評価分科会(以下「分科会」という。)において処理することとされた事項に係る議決であって、緊急の必要その他理することとされた事項に係る議決であって、緊急の必要その他理することとされた事項に係る議決であって、緊急の必要その他理することとされた事項に係る議決であって、緊急の必要その他理することとされた事項に係る議決であって、緊急の必要その他理することとされた事項に係る議決であって、緊急の必要その他理することとされた事項に係る議決であって、緊急の必要その他対社会の議事のは「分科会の議事については、総会に報告しなければならない。 分科会の議事については、総会に報告しなければならない。 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営を消し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。 に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。	
運・。 読「二第 議あのて本	

議決は、その議決をもって審議会の議決とする。 査審議する。この場合において、郵便・信書便サービス部会の	
0)	
規定による改正後の郵便法の規定の例によることとされた同法	
の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第十四条の	
則第二条第三項において郵政民営化法等の施行に伴う関係法律	
後の郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)附	
令(平成十九年政令第二百三十五号)第二条の規定による改正	
間、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政	
2 郵便・信書便サービス部会は、平成十九年九月三十日までの	
項の規定は、平成十九年七月三十日から施行する。	
1 この決定は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次	この決定は、平成十九年十月一日から施行する。
附則	附則
替える。	
と、「部会長」とあるのは「貯金・保険サービス部会長」と読み	
までの規定中「部会」とあるのは「貯金・保険サービス部会」	
は「貯金・保険サービス部会」と、第十一条第四項から第六項	
とあるのは「前項及び附則第四条第二項」と、「部会」とあるの	
定を準用する。この場合において、第十一条第三項中「前項」	
し必要な事項については、第十一条第三項から第六項までの規	
3 貯金・保険サービス部会の議事の手続その他部会の運営に関	
	きその権限に属させられた事項
	六条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づ
現行	改正案

1 電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有す次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。 附 則	別記   別記   別記   別記   別記   別記   別記   別記	改 正 案
		現
		行

する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号。 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	改 正 案
	現
	行

郵 政 行 政 審 議 会決 定 第 号 郵 政 行 政 審議 会決定第三号 及 び 同

第四号による一部改正後)

郵政行政審議会議事規則を次のように定める。郵政行政審議会令(平成十五年政令第八十一号)第十条の規定に基づき、

平成十五年四月二十三日

郵 政 行 政 審 議 会 会 長

郵 政 行 政 審 議 会 議 事 規 則

(趣旨)

第一条 郵政行政審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他

郵政行政審議会令(平成十五年政令第八十一

号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

審議会の運営については、

(総会の招集)

第二条 審議会の総会(以下「総会」という。) は、会長が招集する。

時委員を含む。以下同じ。)及び必要に応じ専門委員に対しあらかじめる長は、総会を招集しようとするときは、委員(議事に関係のある臨

議題、日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第三条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(意見の聴取)

きは、

総会の議題に関し、

第四条 会長は、総務大臣の求めがあるときその他必要があると認めると

広く意見を聴くことができる。

見を参えとしたにおにたらたし

2

審議会は、

前項の意見の聴取に係る議題の審議に当たり、

聴取した意

見を参考としなければならない。

(職員の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を総会に出席さ

せて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。

(議事録)

第六条 審議会は、総会について議事録を作成し、次の事項を記載する。

一開催の日時及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員及び専門委員の氏名

四 意見を聴取した者の氏名

五 出席した関係職員の所属及び氏名

六 議題

七議事

八 議決事項

九 その他必要な事項

(付議)

第七条 審議会に対する付議は、文書により行い、かつ、必要な資料を添

付するものとする。

(議事の特例)

の内容から合理的に判断して、総会を招集して審議する必要がないと会により、文書その他の方法により総会の議事を行うことができる。議題第八条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、会長の認めるところ

2 前項の場合においては、会長は、その議事について、次に招集する総

長が認める場合も同様とする。

会に報告しなければならない。

(公開に関する取扱い)

第九条 総会は、原則として、非公開とする。

- 2 総会における議事録及び配布資料は、原則として、公開とする。
- 3 前二項に係る基準及び手続は、会長が審議会に諮って定める。

# 第十条 削除

(部会)

第十一条 審議会に郵便・信書便サービス部会(以下「部会」という。)

を置く。

2 部会は、次の事項を調査審議する。

議会の権限に属させられた事項号。第三項において「信書便法」という。)第三十七条の規定により審民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九年法律第百六十五号)第七十三条、お年玉付郵便郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第七十三条、お年玉付郵便

- 3 前項の規定により部会においても同様とする。 として会長が認めるものについても同様とする。 次に掲げる事項に係る議決であって、緊急の必要そ議会の議決とする。 次に掲げる事項に係る議決であって、緊急の必要そ が 前項の規定により部会において調査審議することとされた事項であっ
- 一 郵便法第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号若しくは

第三号の総務省令の制定又は改廃

二 信書便法第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令の制定

又は改廃

- 会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。 九条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「部4 部会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八条及び第
- 部会の議事については、総会に報告しなければならない。
- 要な事項は、部会長が部会に諮って定める。この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必

6 5

# 附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十五年四月二十三日から施行する。

(日本郵政公社経営・評価分科会の調査審議に関する特例

- その議決をもって審議会の議決とする。 営・評価分科会(以下「分科会」という。)において処理することとさ常・評価分科会(以下「分科会」という。)において処理することとさ第二条 郵政行政審議会令附則第二条第二項の規定により日本郵政公社経
- 科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替える。 第九条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「分2 分科会の議事の手続については、第二条から第六条まで、第八条及び
- **3** 分科会の議事については、総会に報告しなければならない。
- 必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。
  4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し

(貯金・保険サービス部会)

第三条 審議会に、当分の間、貯金・保険サービス部会を置く。

2 貯金・保険サービス部会は、次の事項を調査審議する。

二第二項、 七十二号) することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金 に対する寄附の委託に関する法律 整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業 附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる 前の簡易生命保険法 よりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止 ることとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法 条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条 基づきその権限に属させられた事項 十三年法律第六十号)第六十八条、 年法律第百二号。 民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律 規定による廃止 .政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第六条の二第一 整備法附則第二十七条第一 整備法附則第十四条第一 前の郵便貯金法 以下この条において「整備法」という。) (昭和二十四年法律第六十八号) 一項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に (昭和二十二年法律第百四十四号) (平成二年法律第七十二号) 第七条の 整備法附則第十八条第一項の規定に 項の規定によりなおその効力を有す 項の規定によりなおその効力を有 第百五条、 (平成八年法律第 附則第六 (昭和二 (平成十 整備法 第

2

1

3 事項については、 第十一条第四項から第六項までの規定中 第四条第二項」と、 場合において、 貯金・保険サービス部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な と読み替える。 ビス部会」と 第十一 第十一条第三項から第六項までの規定を準用する。 「部会」とあるのは 条第三項中 部会長」とあるのは 前 項」 「貯金・保険サー 「部会」とあるのは とあるのは 「貯金・ 保険サ 「前項及び ビス部会」と -ビス部 「貯金 附 則

> 附 則 平 郵 政 成 行 政 審 六 議 年 会 八 決 定 月 第 Ξ = 号 日

この決定は、平成十六年八月三日から施行する。

附 則 平 郵 政 成 行 政 九 審 年 議 会 七 決 月 定 第 + 兀 号 日

は、平成十九年七月三十日から施行する。この決定は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次項の規定

その議決をもって審議会の議決とする。 民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 調査審議する。 された同法第七十三条の規定により審議会の権限に属させられた事項 化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 令第二百三十五号) 百二号) (平成十七年政令第三百四十二号) 郵便・信書便サービス部会は、平成十九年九月三十日までの間、 第十四条の規定による改正後の郵便法の規定の例によることと この場合において、 第二条の規定による改正後の郵政民営化法施 郵便 附則第二条第三項におい 信書便サー (平成十七年法律第 ビス部会の議決は 伞 **├成十九.** て郵 政民 行令 年政 郵 政

関を十郵 す含条政郵 るむ第行政 細。二政行 則 項審政 をの及議審 次規び会議 の定第決会 よに十定議 う基一第事 にづ条一規 定き第号則 め 五〇〇 る郵項第平 政に九成 行お条十 政い第五 審て三年 議準項四 会用一月 のす同二 公る規十 開場則三 に合第日

平 成 十 五 年 四 月 十 三

郵 政 行 政 審 議 会 会 長

郵 政 行 政 審 議 会 の 公 開 に 関 す る 細 則

第 会い こ政 の審 細議 則会 の<sub>の</sub> 定公 め開 るに ところ 関 す る 基 ょ 準 。及 U 手 続

た会 場の 合総

を会

除へ

き以

、下

総

会」

公

開

ع ع

すい

るう。

第

第 ーはだ三(は二(に一) 全し条議、条総つ条趣 と益とそととれ事基を審 当配 る。合は は公 `開 そと のす 一る 0 部 又た

国 民 0 間 に 混 乱 を

に 不 に

保郵成事 与 生 険便十業公え公じ公部 ` 事公 会貯七株開又開さ開を次総録開郵のて郵 社金年式すはすせす非の会のの政公は政 銀法会る不るるる公いの公議行開 独行律社こ利こおこ開ず議開決政 政法十便 人百号が、す 金条十郵政・ ・に四政株ェ 簡規条民式場 易定に営会会当 生す規化社 命る定法 ` 保郵すへ郵 険便る平便

> 害便 す事 る業 お者 その れ権 が る 争 上 0

> > 地

位

そ

案す席下四への管 、のて欧 おる成理 いもし室 原と出以

2 用よと 布こ供会作 。員管 事正機 るとで科定公も会料にる議したに室会のな又 のあの会一開にののよと事、、よ」の公利は す、配公りと録会総るょ議開益信 る総布開公も及長会確い事) 開にびのの認う録 す、議了議のごは、 る総事解事後 務概を概べに郵 省要得要会お行 なるは、 のはも、 のなりで 小一でと四のでのである。 ームペー 管理室に 管理室に を理室に の案を作り ジお にい 掲て ての 載閲

第 務資 省料 のは ホ ` 一管 ム理 ペ室 ーに ジお にい 掲て 載閲 す覧 るに こ供

第 替長「ら六へとす五へす覧 え「総前条準にる条配るに総をる委「条議他理 ると会条 °あ」ま分規りと総資とすの成ま等理総録当構 はる規及 「の定び 分はを部 科「準会 会分用の 長科す公 公会る開 又は「こっぱん」という。 □場て 部部合に、 と、お第と、い二 読って条 み会 `カシ

利

益

を

第 行 こ期則 の日 細 則 は 平 成 十 五 年 四 月 + 日 か 5

施

第 会二(行一 五一へ 一条日す条施 行 本る と い日郵 う本政 政社 の公経 公社営 開経・ に営評 つ.価 い評分 て価科 は分会 が科会に係 第会る 二~準 条以 # か下規 らっ定 第分ご 五科

第

読会会第三へ「会条 み長一六条貯分一ま 替しと条 金科とで えとあの貯・会あの るある規金保長る規 るのはを保みている。 のは「貯金・保険サービス部会長」とは「貯金・保険サービス部会」と、「部とを準用する。この場合において、「部保険サービス部会の公開については、サービス部会に係る準用規定)と読み替える。と、「会長」とあるのはだを準用する。この場合において、「総を準用する。この場合において、「総

と部部

は総

則 郵平 政成 行政審 議年 会七 決月 定言 五十 号日

۲  $\mathcal{O}$ 決 定 は 平 成 + 九 年 + 月 日 か ら 施 行 す る。

- 2 -

郵政行政審議会決定第一号

郵政行政審議会令(平成十五年政令第八十一号)第十条の規定に基づき、

郵政行政審議会議事規則を次のように定める。

平成十五年四月二十三日

郵 政 行 政 審 議 会 会 長

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則

(趣旨)

第一条 情報通信行政・郵政行政審議会 (以下「審議会」という。) の議

事の手続その他審議会の運営については、情報通信行政・郵政行政審議

会令(平成十五年政令第八十一号)に定めるもののほか、この規則の定

めるところによる。

(総会の招集)

第二条 審議会の総会(以下「総会」という。) は、会長が招集する。

2 会長は、総会を招集しようとするときは、委員(議事に関係のある臨

議題、日時及び場所を通知しなければならない。

時委員を含む。

以下同じ。

)及び必要に応じ専門委員に対しあらかじめ

(議長)

第三条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(意見の聴取)

第四条 会長は、総務大臣の求めがあるときその他必要があると認めると

きは、総会の議題に関し、広く意見を聴くことができる。

**2** 審議会は、前項の意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意

(職員の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を総会に出席さ

せて、議題に関し説明させ、又は質疑に答えさせることができる。

(議事録)

第六条 審議会は、総会について議事録を作成し、次の事項を記載する。

一開催の日時及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員及び専門委員の氏名

四 意見を聴取した者の氏名

五 出席した関係職員の所属及び氏名

六 議題

七 議事

八 議決事項

九 その他必要な事項

2 総会の議事録は、審議会の事務局において原案を作成し、出席委員等

による確認の後、会長の承認を得るものとする。

付するものとする。

第七条

審議会に対する付議は、

文書により行い、

かつ、

必要な資料を添

(付議)

(議事の特例)

第八条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、会長の認めるところ

の内容から合理的に判断して、総会を招集して審議する必要がないと会により、文書その他の方法により総会の議事を行うことができる。議題

長が認める場合も同様とする。

2 会に報告しなければならない。 前 !項の場合においては、会長は、 その議事について、次に招集する総

(公開に関する取扱い)

第九条 とすることができる。 合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開 より当事者又は第三者の権利、 総会は、 原則として、 利益や公共の利益を害するおそれがある場 公開する。 ただし、 総会を公開することに

議会の 2 合 するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場 等を公開することにより当事者又は第三者の権利、 その全部又は一部を非公開とすることができる。 総会に配付された資料及び議事録 事務局において閲覧その他の方法により (以 下 「議事録等」 公開する。 利益や公共の利益を害 という。 ただし )は、 議事 審 録

書の規定により議事録等を非公開とする場合は 3 第 項ただし書の規定により総会を非公開とする場合又は前項ただし その理由を公表する。

4 に作成し 議事録が公開されるまでの間、 会長の承認を得て公開する。 審議会の事務局は、 議事概要を速やか

(分科会)

第十条 項であって次に掲げるもの以外のものに係る分科会の議決は、その議決を ものとして会長が認めるものについても同様とする。 必要その他やむを得ない事情があるもの又はその事項の内容が軽微である もって審議会の議決とする。 行政分科会(以下 情報通信行政· 「分科会」という。 郵政行政審議会令第五条第二項の規定により郵政 次に掲げる事項に係る議決であって、 において処理することとされた事 緊急の

郵便法 (昭和二十二年法律第百六十五号) 第六十七条第二項第三号

> 又は第七十条第三項第二号若しくは第三号の総務省令の制定又は改廃 民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十

号 第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令の制定又は改

廃

九

会 2 前条の規定を準用する。 分科会の議事の手続については この 場合におい 第二条から第六条まで、 総会」 とあるのは 第八条及び 分科

لح 「会長」とあるのは 分科会長」 と読み替える。

3 分科会の議事については 総会に報告しなければならない。

4 必要な事項は この規則に定めるもののほ 分科会長が分科会に諮って定める。 カ 議事 の手続その 他分科会の運 営に関し

(部会)

第十一条 審議会に、 次の 部会を置く。

電気通信事業部会

有線放送部会

と 2 九条の規定を準用する。この場合において、 部会の議事の手続については、第二条から第六条まで、 「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。 「総会」とあるのは 第八条及び第 「部会」

3 部会の議事については、 総会に報告しなければならない。

4 要な事項は、 この規則に定めるもののほか、 部会長が部会に諮って定める。 議事の手続その他部会の運営に関し必

(部会の所掌事 務)

第十二条 る。 前条第一項の 部会の所掌等は 別記 及び別記二のとおりとす

附 則

(施行期日)

# 第一条 この規則は、平成十五年四月二十三日から施行する。

(郵政行政分科会の調査審議に関する特例)

の議決は、その議決をもって審議会の議決とする。 するもののほか、次の事項を調査審議する。この場合において、分科会第二条 分科会は、情報通信行政・郵政行政審議会令第五条第二項に規定

この決定は、

平成十九年十月一日から施行する。

業に対する寄附の委託に関する法律 法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされ 条の規定による廃止前の郵便貯金法 に基づきその権限に属させられた事項 第七十二号) 金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律 有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り の二第二項 る整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事 止前の簡易生命保険法 によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃 することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法 第七十四条、 条第一項の規定によりなおその効力を有 七年法律第百二号。 二十三年法律第六十号)第六十八条、 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第六条の二第一 整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を 整備法附則第十四条第一 以下この条において「整備法」という。) 附則第六 (昭和二十四年法律第六十八号) 第百五条、 一項及び整備法附則第四十八条第二項の規定 (昭和二十二年法律第百四十四号) (平成二年法律第七十二号) 第七条 整備法附則第十八条第一項の規定 項の規定によりなおその効力を有 することとされる整備法第二 (平成八年法 (平成十 (昭 整備 和

平 郵 政 成 行 十 政 審 六 議 年 会 八 決 定 月 第 三 号 日

附

則

この決定は、平成十六年八月三日から施行する。

附 則 平 郵 政 成 行 + 政 九 審 年 議 숲 七 決 月 定  $\equiv$ 第 + 兀 日 号

| 情報通信行政・郵政行政審議会決定第 号|| | 平 成 二 〇 年 九 月 二 十 九 日

この決定は、平成二十年九月二十九日から施行する。

# 別 記

電気通信事業部会の所掌等は、次のとおりとする。

# 一委員等

会長の指名する委員及び専門委員

# 二 所 掌

審議会の所掌する事項のうち、電気通信事業及び有線放送電話業務の規

# 二 専決事項

律に関する調査審議

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 1 電気通信事業法第百六十九条に規定する諮問事項
- 2 同条ただし書の「軽微な事項」の認定

# 四委員会

- 会長が定める。 会長が定める。 会長が定める。 その他その運営に関し必要な事項は、部

# 則

通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律という。) 第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条及び電気を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」を改正する法律(平成十五年法律)を改正法でいる。

法第九十四条ただし書の「軽微な事項」の認定 とされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業 九十四条ただし書及び平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお はおいるで成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第 は第二条の規定による改正前の電気通信事業法第

る改正前の電気通信事業法第九十四条に規定する諮問事項

第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定によ

以下「平成十年改正法」という。)

附則第六条

(平成十年法律第五十八号。

項の「聴聞の主宰者」の推薦とされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十五条第二とされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十五条第二の規定によりなお効力を有するもの

# 別記二

有線放送部会の所掌等は、次のとおりとする。

# 一 委員等

会長の指名する委員及び専門委員

# 二所掌

審議会の所掌する事項のうち、有線放送の規律に関する調査審議

# 三専決事項

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 1 有線テレビジョン放送法第二十六条の二に規定する諮問事項
- 2 同条ただし書の「軽微な事項」の認定

# 四 委員会

- 1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を
- 長とする委員会を置くことができる。
- 2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、

部会長が定める。